PL法(製造物責任法)

講義「社会のための技術」第5回 (2016年5月9日)

東京大学 人工物工学研究センター (大学院工学系研究科 システム創成学専攻)

増田 昌敬

e-mail: ethics@frcer.t.u-tokyo.ac.jp

第8章 事故責任の法の仕組み (Text p.115~131)

8. 1 注意・過失・欠陥 (テキスト p.115)

道路交通法

自分で車を運転して、交差点に入ろうとする。

道路交通法36条4項

車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

法律は「車両等」 倫理は「人」

もし、自分の家族や、親しい知人だったら.....

duty of care [法]注意義務

[倫理] 思いやりの義務

注意義務 (テキスト p.116~117)

(1) 技術者の注意義務

技術者は、技術業(engineering)に従事する、あるいは、科学技術を利用して公衆の福利に寄与する業務に従事する。 その際、注意をはたらかせる(=注意を用いる)義務、すなわち「注意義務」(duty of care)を負う。

注意義務を果たすことは、つぎのように考えられている。

- ① まず、注意をはたらかせて、状況を認識する(=状況認識の 注意義務を果たす)。そこで、
- ② その行為が他人に損害を与える結果になるかもしれないことが予見できれば、そのまま行為するとそうなる可能性があるので、注意をはたらかせて、その結果を回避するように行為する(=結果回避の注意義務を果たす)。

注意義務と過失 (テキスト p.116)

(2) 過 失

注意義務を負う人が、注意を用いない、あるいは、不注意である、あるいは、注意を怠ること(negligence)は、過失(fault)とされる。

過失とは何かを一言でいうと、

- なすべき注意を怠ること
- ・予見可能であるのに、不注意で予見しないこと
- ・回避可能であるのに、不注意で回避しないこと

過失とは、こういうことだから、人間生活のあらゆる面にありえる。

注意義務・過失・欠陥の関係 (テキスト p.117~119)

(3) 注意•過失•欠陥

たとえば製造工程で、なすべき「注意」を怠る、つまり「過失」があると、製造物に「欠陥」が生じる可能性がある。

 「分陥」は生じない

注意 人(自然人)の五感のはたらき 品質管理技術 その一部を科学技術的な方法で置き換え

法と科学技術の接点

- 製造物の「欠陥」は、PL法という法のテーマ、同時に、品質管理技術という科学技術のテーマ
- PL法は、法と科学技術とが接する学際の場

T. Sugimoto 2007

リマインド: 個人と法人(テキスト p.51-52)

自然人•法人

- 生物としての人を法人と区別するとき,自然人(natural person)という
- 会社などの法人は、法律によって設立登記のときに成立する 虚構の人。自然人と違って、意識(あるいは五感)がない。法 人は、倫理では「人」でない。
- 法人が事業を営むには、法人に代わって、業務執行(経営)に あたる経営者や従業員を必要とする
- 組織を動かすのは、自然人(個人)。
- ●「法人は犯罪能力を有しない」。法人を逮捕したり、刑務所へ入れることはできない。ただ、法律の規定によって、事業を所有しそのための財産を所有するので、たとえば損害賠償金を負担することはできる。

8.3 事故責任の法 (テキスト p.120~125)

過失を咎める法一刑法(業務上過失致死傷罪) 民法一不法行為法一PL法 国家賠償法

規制法令(業種などの別に多くの法律がある) **食品衛生法**

事故の抑止・起きた事故の是正

事故責任の法の種類(テキスト p.123の表8.3を参照)

● 起きた事故の責任 刑事法:刑罰

(1)業務上過失致死傷罪

一 刑法211条

起きた事故の責任 民事法:損害賠償 (2)不法行為法(709条)

__ 不法行為の __ 一般法

(3)製造物責任(PL)法

不法行為の 特別法

(4)使用者の責任(715条)

(5)国家賠償法

_ 不法行為の 特別法

◎事故の抑止 規制法令 起きた事故の是正 (刑罰もある)

(6)食品衛生法など

← 規制法令

第9章 法的責任とモラル責任 (Text p.133~148)

9. 1 カネミ油症事件 (テキスト p.133~140)

NHKテレビ(2002年7月23日)より(約13分間)

登場人物 倉恒 匡徳

長 山 淳 哉

吉村 健清

飯 田 隆 雄

古 江 増隆

(1) 事件の概要 (テキスト p.133~134)

カネミ倉庫株式会社 (加藤三之輔 社長)

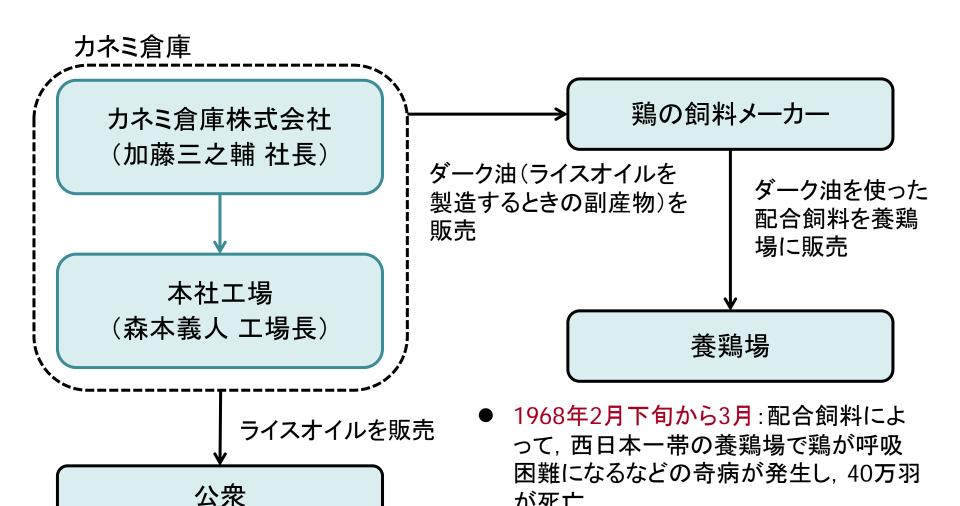
本社工場 (森本義人 工場長)

- 事件発生の1968(昭和43)年当時,資本 金5,000万円,従業員約400名の規模の 会社
- 米糠からとった粗製油を原料にして食用 ライスオイルを製造販売
- 粗製油を脱臭する工程での加熱に、脱臭 缶内の蛇管に高温のPCB(カネクロール 400)を熱媒体として使用

カネクロール400を販売

鐘淵化学工業株式会社 (鐘化)

- 日本で初めてPCB (製品名 カネクロール 400)を製造販売していた。株式を第一部 市場に上場する、代表的な化学会社
- ※ PCB: ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)



が死亡

● 農林省の福岡肥飼料検査所がカネミ倉

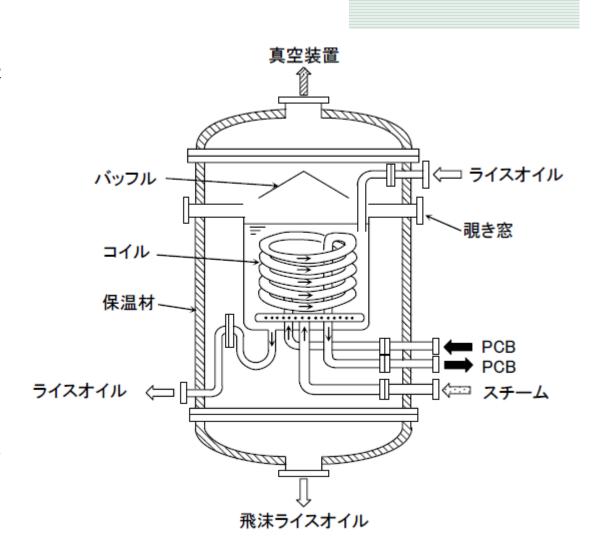
場に病性鑑定を依頼

庫の工場を立入検査し、家畜衛生試験

- 1968年 6月から8月:西日本一帯で. 吹き出物、内臓疾患を訴える油症の 患者が続出
- 届出患者は1万4千人, 認定患者は1983年現在で1,824人にのぼった

(2) PCBの混入原因 (テキスト p.135~136)

- 脱臭装置では,高温の PCBを蛇管の中に循環させて,ライスオイル(米油)を加熱
- ライスオイルは,この揮発精製過程で脱臭され, 販売される
- 上部のバッフルで捕集された揮発分は飛沫ライスオイルとして除去され、それをダーク油として、 鶏の飼料用として販売
- → 蛇管からPCBが漏れてライスオイルとダーク油に 混入したのは明らかだが、その原因は何か?



【引用】図9.1 脱臭装置(杉本·高城, 2016, p.134)

PCB混入原因(テキスト p.135, 表9.2)

① ピンホール説

- 6号脱臭缶において、PCBの過熱によって蛇管内に塩化水素ガスが発生し、それが蛇管内の水に溶けて塩酸になり、蛇管を腐食して腐食孔(ピンホール)が生じた
- この脱臭缶の外筒の修理が行なわれ、1986年1月31日に再び据え付けられた工事の衝撃で開口し、そこからPCBが漏出してライスオイルに混入したとする説(九大鑑定)
- この説を採用すると、わが国最初のPCBメーカーである鐘化が、PCBの腐食性などの性質について指示・警告をしなかった過失が問題になると考えられた

PCB混入原因(テキスト p.135, 表9.2)

②工作ミス説

- 油症事件発生後12年余りたった昭和55年になって従業員の 一人が供述したことを基礎に鐘化が主張
- カネミの鉄工係が1月29日に、1号脱臭缶に取り付けられていた隔測温度計の保護管の先端部分にある穴の拡大工事を行なった際、溶接ミスによってそれに近接していた蛇管に穴があき、その穴からPCBが漏出し、ライスオイルに混入したとする説
- この場合、もっぱらカネミ倉庫の過失になると考えられた

事件の争点と関係者 (テキスト p.137~140)

1. PCBの混入原因

- 何故, PCBがライスオイル, ダーク油に混入したのか?
- ピンホール説(事件後の九大鑑定),工作ミス説(事件12年後に明かされた事実)

2. 過失・注意義務・管理義務・説明責任(カネミ倉庫, 鐘化)

- カネミ倉庫では、1986年1月末から2月にかけて、PCBが異常に減少した際、漫然とPCBを補充し、結果として280kgものPCBが循環系から洩れて、ライスオイルに混入した。さらに、PCBの混入がわかった後、PCB混入のライスオイルをドラム缶約3本に回収し、それを廃棄しないで、正常油と混ぜて再脱臭して販売した
- 鐘化は、PCBの危険性をカネミ倉庫に説明していたか?

3. 国の責任

● ダーク油事件(鶏の大量死亡)が発生したときに、農林省と厚生省の連携によって、ライスオイルによる被害発生の危険性は予測でき、被害規模の拡大を防げたのではないか?

事件の争点-PCBの安全性 (テキスト p.143~145)

4. 真の原因物質

- 事件当時,患者の一人が福岡県大牟田保健所に,使用中のカネミライスオイルを提出したことから,九州大学医学部,福岡県衛生部などが「油症研究班」を発足させ,油症の原因はPCBの混入したライスオイルであるとの結論に達した。
 - ✓ 当時は、PCBは安定な物質で、熱媒体として長期間使われても変質 しないと考えられていた。
 - ✓ PCBの多くの同族体や異性体の定量分析方法が開発されておらず、 ダイオキシン類のPCDFが原因物質であることがわからなかった。
- その後,以下の疑問点が浮上
 - ① 患者の体内に残留するPCBの組成(同族体および異性体の割合)が、一般健常者や職業的PCB汚染者に比べて特異である
 - ② 職業的PCB汚染者はPCB取扱い中止後, すみやかに症状が回復 するのに対して, 患者は発病後8年も症状がつづき, 新たにクロル アクネが発生するなど, PCB単独の汚染にしては症状が重すぎる。
 - ③ 原因油中のPCBはKC-400に比べて2倍以上の毒性がある。

事件の争点-PCBの安全性 (テキスト p.143~145)

- 1973(昭和48)年:PCBの定量分析法が開発される。
- 1975年:原因油中にダイオキシン類のポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)が見いだされる。
- 1978年: PCBを熱媒体として長期間使っていると, 熱反応によって, PCBからPCDFなどが生成し, その反応がステンレスや水の存在によって促進されることが明らかになる
- ようやく、1984年頃(事件発生から約16年後): 油症の主要な発症因子が、PCBではなく、ダイオキシン類のPCDFであることが判明

(新しい化学合成物質の危険性)※ テキスト p.145-147

当時の科学技術では、PCBは安全というのは世間の常識だったが、そもそも、社会ではいけない物質だった。

- → 1972年に行政指導:PCBの生産・使用の中止
- → 1975年(昭和50年)に製造および輸入が原則禁止

(3) 裁判の判決 (テキスト p.136~143を参照)

【引用】表9.5 カネミ油症事件をめぐる人々(杉本・高城, 2016, p. 145)

	判決に登場				判決外にいた人々
事故責任	[刑法]				
	工場長	禁固1.5年			カネミ倉庫:試験室の室員,研究室の室長・室員
	カネミ代表者	無罪			
	[民法]				
	カネミ代表者	有責	⇔	無責	
	カネミ倉庫	有責			脱臭装置を納入した装置メーカーの技術者
	鐘化	有責	⇔	無責	鐘化の営業担当,技術者:カネミ倉庫と接触した
	国	有責	⇔	無責	
原	(問われなかった)				九大教授ら:ピンホール説の鑑定で,裁判を12年
因 究 明	(問われなかった	(5)			加藤八千代(社長の実姉・科学者)

(3)-1: 裁判の判決-刑事法

刑事法──業務上過失致死傷罪(刑法211条)工場長

● 旧制工業学校の応用化学科を卒業し、油脂・鉱物油の仕事を へて昭和30年にカネミ倉庫に入社、同36年、導入された米糠 油精製の製油部精製工場主任、同40年、工場長兼製油部精 製課長として最高責任者となっていた。禁固1年6カ月の実刑 判決を受け、高裁への控訴は棄却、最高裁へ上告したが取下 げて確定。

工場長有罪判決(刑法211条)

- その学歴や職務経験から化学的素養は持ち合わせていたものの, 化学工学や化学機械装置に関してはさほどの素養もなく, 化学機械装置の設計や設計計算をしてその安全性を確認できるほどの専門的能力は有していなかった。(中略)
- 本件事故は、カネミひいては被告人森本(工場長)の工程、装置、資材に対する各管理の落度に起因するものであったが、このような落度を誘発したのはなによりも森本のカネクロールの物性及び有害性に関する認識や理解の不足、特に人の健康に対する影響に思いを至さなかったことが大きな原因をなしている。
- このことは森本の情報収集努力の不足もさることながら、彼にもたらされたカネクロールに関する各情報にもその根源を見出すことができる。設計者岩田文男からは、それが殆ど人畜無害であると教えられたり、入手したカネクロールカタログには、若干の毒性があるけれども殆ど問題とならず取扱も特段の配慮は不要で・・・・その安全性を強調した記載がなされているなど・・・・(中略)

工場長有罪判決(続き)

● (そういうことだから)本件結果の総てをひとり被告人森本の責任に帰することはできない状況にあった等森本に有利な事情をも十分考慮しても、森本の過失行為自体、本件結果発生に不可欠の要因となっており、その過失は重大であり、その結果も極めて重く、その他被告人森本においては、本件裁判を通して自らの落度を容認しようとせずすべてを三和(装置メーカー)やカネクロールメーカーの責任に転嫁することに終始している事情や、本件が与えた社会的影響等、諸般の事情を勘案するとき、被告人森本の刑責は重いものがある。

カネミ代表者の無罪判決

● 被告人加藤は、カネクロールの危険性に関する特段の認識もなく、 …それが米糠油に混入することについての予見も予見可能性もなかったのであり、更に実際上右管理につき具体的個別的な指示や監督をなしうる立場、職責にもなく、せいぜい本社工場の統括者として、工場長森本(被告人)をはじめその従業員らに対し、工場関係帳簿の正確な記帳、それによる資材副資材の使用状況の掌握、それらの十分な管理の遂行督励等の一般的抽象的な指示をなしうるに止まるものと認められるから、被告人加藤にカネクロールに関する直接の注意義務は勿論、その監督者としての注意義務も存しなかったものと認めるのが相当である。

→ 刑法の適用「慎重かつ謙虚」 謙抑主義

(3)-2: 裁判の判決-民事法

- 民事訴訟:食用油を製造したカネミ倉庫, PCBを製造した鐘化, 国の3者に対する賠償請求訴訟
 - ✓「不法行為法」,「国家賠償法」→ 加害者の過失の立証が争点
- 小倉第1陣控訴審(昭和59年)・小倉第3陣一審(昭和60年)で,鐘化・国・カネミ倉庫の責任があるとされ(被害者側が国に勝訴),その間に約830人が仮払いの賠償金約27億円を受け取った
- その後に、PCBの混入経路が「工作ミス説」であると認定され、被害者側が 逆転敗訴[小倉第2陣控訴審(昭和61年)]
- 昭和62年に最高裁で和解(和解の条件は、テキストp.142~143を参照)
- この結果,被害者らには先に受け取った仮払いの賠償金の返還義務が生じることになったが,既に生活費として使ってしまっていたケースも多く,返還に窮した被害者の中からは自殺者も出るに至った。なお,鐘化は仮払い金の返還を請求する権利を有していたが,被害者らが鐘化に責任がないことを認める代償として仮払い金の返還請求権を行使しないという内容で和解に至った

【引用】表9.4 カネミ油症事件 民事訴訟(〇原告勝訴,×原告敗訴) (杉本・高城, 2016, p.141)

民事法 ——損害賠償

丸数字は判決の時系列順

最後の判決

工作ミス説を採用し, 鐘 化・国の責任を否定。勝敗 の流れが逆転し, 被害者 (原告)は, 昭和62年3月, 最高裁での和解へと追い 込まれる。

鐘化は実質的に, 仮執 行金の返還を免除し, 国と の間で, 仮執行金返還問 題が残る。

被告原告	鐘 化 (70	カネミ倉庫	カネミ倉庫 715条	国	北九州市	判決額 円
適用法	不法行為法			国家賠償法		
福岡第1陣 (44名) 一審(昭52) 1 控訴審(昭59) 4	00	0				7億 4億
小倉第1陣 (729名) 一審(昭53) ② 控訴審(昭59) ④	00	0	×	×	×	60億 47億(国3割)
小倉第2陣 (344名) 一審(昭57) 3 ・ 控訴審(昭61) 6	O ×	0	0	×	×	25 億
小倉第3陣 (71名) 一審(昭60) 5	0	0	0	0	×	3.7 億(国 3 割)

鐘化の責任を認めた判決 小倉第2陣一審(昭57)

- 鐘化は戦後我が国で初めてPCBの生産を開始した化学企業であるところ, そもそもPCBのような<mark>合成化学物質は本来自然界に存在しないもの</mark>を合成 するものであり,したがって自然界に異質なものであることは論をまたない ところである。
- そしてこのような新規の合成化学物質については、それを利用する需要者は通常その物質について専門的知識を充分に有するものではなく、又自らその物質の特性を調査研究することも困難なことが予想されるから、このような合成化学物質を新規に開発製造する化学企業において、

その合成化学物質が人体や環境にとってどのような影響を生じるものであるかを予め充分に調査研究し、その結果知りえたその物質の特性やこれに応じた取扱方法を需要者に充分周知徹底させるべきであり、仮に充分な調査研究の結果、その安全性が確認できない場合には、少なくとも人体や環境に危険を及ぼすおそれのある分野には、その物質を販売すべきではないというべきである。(中略)

鐘化の責任を認めた判決 小倉第2陣一審(昭57)

- アメリカなどにおいてもPCBは大量に生産され、食品工業の熱媒体としても使用されていたものであり、当時の社会一般の評価認識ではPCBはさほど危険な物質とは考えられていなかったということができる。
- しかしながら,仔細に検討すれば,そのような評価認識の根拠になったのは,信頼するに足りる研究がなされなかったことにあって,PCBが危険性の低い物質であることを積極的に立証するような信頼に価する研究に基づくものでは…ない。
- ところが鐘化は我が国で初めてPCBの生産を開始した化学企業であるから、その安全確保義務に基づき、単に当時の社会一般の認識に安易に依拠することなく、明らかでない点については自ら進んでPCBの人体、環境に対する影響について予め充分に調査研究し、その結果知りえたPCBの特性やその取扱方法を需要者に充分周知徹底させるべき注意義務が…ある。(中略)
- さらに鐘化には、PCBの当時の一般的知見さえ充分需要者に伝達しなかった注意義務違反があったことを見逃すことができない。(以下略)

国の責任を認めた判決

- 食品の生産流通を職務とする農林省係官が、自己の職務を独自に執行中であっても、その過程でこのような食品の安全性を疑うような事実を探知し、食品の安全性について相当な疑いがあれば、食品衛生業務を本来の職務としないとはいえこれを所管の厚生省等に通報し、もって権限行使についての端緒を提供する義務を負うものと解すべきである。複雑多様化した現代社会の仕組みの中で、自己本来の職務の設にとじこもり、その範囲外のこととして等閑視し、行政庁相互間の有機的連携に意を用いなくては、食品の安全を十全に確保することは困難であり、この程度の義務を課したとしても甚だしい負担となるものではないからである。(中略)
- ダーク油事件に対応した公務員がそれぞれその義務を尽くしていれば、食用油による被害発生の危険性を十分予測することができ、国がこれに基づいて直ちに食品衛生法上の規制権限を行使し、適切な措置をとっていれば、油症被害の拡大を、油症発生の経緯、油症の特質に照らし総じて少なくとも3割は阻止することができえた…国はその義務を果たさなかった。

国の責任を否定した判決

● 農林省担当官が・・・食品衛生という専門外の分野に目を向け、 カネミの米ぬか油について危険を予想して食品衛生所管庁に 連絡する措置をとらなかったことは無理もないことであったと いう外はない(中略)

(3)-3: 裁判の判決一最終決定

【引用】表9.5 カネミ油症事件をめぐる人々(杉本・高城, 2016, p.145)

	最終	 冬判決				
事故責任	[刑法]					
	工場長	禁固1.5年	(刑法211条)工業学校応用化学科卒。自分の落ち度を容認しようとせず、鐘化や装置メーカーに責任転嫁			
	カネミ代表者	無罪	PCBの危険性を知らず、混入の予見可能性もなかった			
	[民法]					
	カネミ代表者	有責	(民法715条)使用者としての責任			
	カネミ倉庫	有責	(民法709条)不法行為法:事件の主役で, 当然に有責			
	鐘化	無責 (和解)	わが国で初めてPCBの生産を開始した企業。自然界に存在しない合成化学物質について注意義務を怠ったが、PCBの混入が、PCBによる腐食によるピンポールではないことが判明したことから、無責			
	国	無責 (和解)	始めは、国家賠償法(テキストp.123):ダーク油事件で農林省係官が、食品衛生業務を本来の職務としないとはいえ厚生省へ通報していれば、人への被害を3割は減らせたとされたが、職務上の問題はないとされ、無責			

9.3 法とモラルの境界域の責任:テキストp.143~

(1) 法では償えないこと

- 当時の刑事・民事の判決が、「治癒という言葉を使えない症状」といった表現で、被害者の深刻な状態を指摘している
- 事件発生が1968年, 最高裁での和解が87年だから約20年が 経過し, 国との紛争の決着はさらに20年後の2007年に至る
- 被害者たちは、いまも後遺症に苦しむ
- 損害賠償を得ても、失われた生命や健康は戻らない。事故に 会わなかった場合にこの人たちが過ごしたであろう人生に比 べて、そこには法的救済では償えない部分がある。

PCBだったことが判明した。

世界では、PCDFに加え、

含まれるポリ塩化ジベンゾフラ

その後、原因物質がPCBに

シ(PCDF)と、コプラナー

到

コプラナーPCBはダイオキ

続けてきた。

が少ないことなどを理由に「ダ が、厚生省も環境庁も、デー ン類に含めるのが普通だ。 コプラナーPCBもダイオキシ

タ

イオキシン類ではない」と言い

に吹き出物がで 九六八年、全身 油症患者だ。

手足がしびれる奇病が西日

因だった。ポリ塩化ビフェニー ミ倉庫が製造した米ぬか油が原 本で発生した。北九州市のカネ

(PCB) が混入していたの

쀤

無念」の思

にねえ」

「ダイオキシン類と見な

なかった。

夫婦はカネミ

質任」は。風化。していくのだろ りにされ、公官企業幹部の「個人 という患者の叫びまでも、闘き去 ネミ倉庫は人間の心を取り戻せ<u>」</u> 祖」を生んだPCBにかわって、 いま、電気の熱が使われている。 人的責任をいってみても いまざら、 カネミ倉庫幹部の個

> レビを見つめながら、紙野柳蔵さ 面には、紙野さん一家が三年八カ ん(天色はそう考えた。テレビの画 「一人の人間としての一さん気む、灰女の柳子さん気息、 カネミ倉庫前で座り込 ひと」でしかなかった。 紙野さん一家にとって、それは 「人間不在の、どこか遠くのでき 紙野さんの一家は、要のトシエ

ŧį 川都派田町の皇宅で 四十七年九月二十三百、一家四 もらわないことになる。

に一礼。被告席に着いた。身収載

に「社芸無罪」の文字。しかし、 輔社長が映し出されていた。画面 反省」を求めようとした加藤三之|長男の文明さん空の、さらにとつ った。 訴訟ではみずから原告第一号とな 活動に駆り立てた。被害者の会会 しさと悲愴さが、紙野さんを教徒 油・にむしばまれた。あまりの苦 いだ長女の家族四人も。毒人り 国連絡協議会をつくり、

> 十日余に及ぶ。その間、 庫正門前での座り込みは王三百三 って小屋をたたむまで、カネミ食

「適民」と白く梨の抜いた旗を掲

心を取り戻せ」と叫び続けた。

ある時は、生命と人権をテー ハンドマイクで「人間らしい 蝴蝶wwf.残る良心の審判

ら、五十一年九月十八日に疲れ切

訟の原告は下りた。賠償金は一銭 る一人一人の意識に問いかけね の相場」をつくることにしかなら 考え、座り込みを始めた。民事訴 みを変えられない」と紙野さんは は、公客を生み出す世の中の仕組 責任逃れの理屈しかかえってこな ない。行政当局とかけあっても だが、民事訴訟では結局「生命 「企業や社会を形づくってい

> けの裁判に代わって、それは人間 の所在をとまごまと追及するだ もらい、判断してもらう。 いてどう考えているのか話してほ けた。加勝社長が人間の食ごにつ

しい。それを大勢の国民にきい

人が大幅の中でうずくまってか テレビで判決を含く紙野柳蔵さ んと妻のトシエさん=福岡県田

け、十日の民事判決にも出廷しな

紙野さんと合うことを避け続

かった加藤社長は、この日の刑事

かった。

た」。だが、カネミ倉庫は応じな を、大衆が親く場になるはずだっ ・加藤 三之輔の 考え方 そのもの

た既り込みには何にも反応を示さ す、おかみの命令にはすぐ従うの 「私たちが油匠に苦しむ体で続け 何じ人の親、人の子として、ま

さんには異様なこととして映る。 もある。しかし、そのことが紙野 **皆の出頭を義務づけているからで** 訴訟法が判決を宣告する場合に被 判決には出任した。それは、

時の流れ、社会の変化の中で「カ いった、しらけた気分も。そんな 九州市小倉北区のカネミ倉庫の工 て、その中心をPCBの製造元、念は、二つの民事釈訟の判決を経 っていた。かつて、カネミ倉庫に 機にある脱臭装置には「悪魔の 向けられていた患者の綴(おん) れが「この一瞬」の激情を奪い去 はなかった。発生後十年の時の流 たものの、社長は無罪。福岡地数 裁判の判決。工場長は有罪になっ た。二十四日朝、 **患者も、支援のグループも、** 小倉支部の内外に、うず巻く興奮 間化学工業に移しつつある。北 カネミ油証刑事 結果を受け止め 7. みを続け、 月もの間、 **人間としての奥心が数かれてい** 都派田町の自宅で判決を伝えるテ

とと説明していた。 入年。加藤社長は羽織、はかま 開廷一分前、加藤社長と森本が 森本は黒っぽい背広で傍聴席

呼ぼうと カネミ油症を引き起こした米ぬか油の一升

これだけは に話す紙野さん夫妻。 絶対捨てられません」=福岡県添田町で

寝るときも洗面器を離

足の痛み、

疾患などを訴えた食中毒足の痛み、内臓や神経の

する異例の措置。

っょ

北朝鮮もBDA問題

ルで「北朝鮮は資金の一

米国務省のマコーマック 「資金の使用目的につい また、財務省は声明で

の全面解決として一定の く」(金桂寛外務次官)と く」(金桂寛外務次官)と してきた。これに対し、 を急ぐよう求めている。 む」として、北朝鮮に対応

理解を示したことを示唆 今後、北朝鮮が核 を理解し、資金が適切に 部についての我々の懸念 使われるよう措置をとっ

日本最大の食品公害事 全仮 する。 =34面に関係記事 万消円し 払われ た。その後の和解

害者救済策をまとめた。 全額を帳消しにし、 めている仮払金は、 国が過去の訴訟で支払 ェクトチーム(PT)で被 10日に開いた対策プロジ 件で、自民、 件とされるカネミ油症事 被害者側に返還を求 公明両党は 約 1 ほぼ

0人に仮払金27億円が支 が認められ、 では、いったん国の責任 識で、今国会で成立する 見通しが強まっている。 早急な対応が必要との認 るよう求める。 民主党も 金は来年度予算に計上す を今国会に提出し、 実現するための特例法案 カネミ油症事件の訴訟 与党は仮払金帳消しを 原告約83 会長代理)によると、返済 村建夫座長(自民党政調 済を免除する。 延滞金や利息も含めて返 1千万円未満の被害者に

1万4千 と医療費の一部補助だけネミからの見舞金23万円 1300人)。補償はカ00人(うち生存者は約 てこなかった。 類が主因とわかった。 その後、ダイオキシン 認定患者は約19 へが被害を届け 補償は力

た人たちが、皮膚炎や手したカネミ倉庫(北九州したカネミ倉庫(北九州

年、製造過程で

カネミ油症事件

, 製造過程で ・製造過程で 68

として1人20万円を支給 に「油症研究調査協力金 300人の認定患者全員

> 除いた収入が4人世帯で 会保険料などの支払いを ならなくなっていた。 払金を国に返さなければ 求を取り下げたため、 を機に被害者が国への請 特例法では、 税金や社 ら40年近くたち、患者が 高齢化していることに配 患者側は医療費として

件に政府が一時金を支給 で確定していない公害事 救済策にあてはまらない のまま残っている約50 困難などの理由で未返還 「油症研究調査協力 国の責任が裁判 項も救済策に盛り込ん ミ倉庫に強く勧告する条 機関に通う交通費の負担 を増やすことなどをカネ いを確約することや医療 被害者への医療費支払 との声が出た。このため ネミ倉庫が出すのが筋」 「一時金は原因企業のカ 救済策検討の過程では

のは20人程度という。

0人の約17億円のうち、

ことで決着した。 らう見返りと位置づける シンの研究に協力しても 原因物質であるダイオキ 側は「他の公害問題にも の支給を求めたが、 した。与党側の調整で、 影響が及ぶ」と難色を示

P T の 河

まだ終わっていない「カネミ油症問題」

(2012年8月29日日本経済新聞より引用)

- 力ネミ油症救済法成立、患者ら「大きな救済への一歩」:1968年に西日本一帯で起きた食品公害「カネミ油症」の被害者救済法が29日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。1人当たり年24万円の支給が柱。患者や支援者らは北九州市で開いた集会で、法成立の瞬間を見守った。44年に及ぶ闘いの末に手にした初めての公的救済。「ようやく救済への一歩が始まった」との声が上がった。
- 救済法は9月5日に公布、施行される。具体的施策として、カネミ倉庫は認定患者に年5万円の一時金を支払うほか、国は、来年度から実施する毎年の健康実態調査を受けた患者に年19万円の支援金を支給する。
- 集会には約80人が集まり、参院本会議を映すスクリーンを見守った。全会一致で可決されると長崎県諫早市の認定患者、下田順子さん(51)は「やっと法律ができた。うれしい」と泣き崩れた。父と妹が未認定患者のため、認定患者の家族も救済対象にするよう強く求めてきた。同県五島市に暮らす母(79)に電話し、「生きていて良かった」と喜びを分かち合った。
- 同県の「カネミ油症五島市の会」事務局長の宿輪敏子さん(51)は「やっと認めてもらえて、純粋に喜びたい。救済への一歩が始まった」と笑顔。半面「甚大な被害に対して小さすぎる救済。これからは子供や孫など次世代も含めた真の救済を求めていきたい」と決意を新たにした。

まだ終わっていない「カネミ油症問題」

(2013年3月6日日本経済新聞より引用)

- カネミ油症、83人認定 救済法に基づき同居家族らに拡大: 1968年に西日本一帯で起きた「カネミ油症」で、昨年8月に成立した被害者救済法に基づき、少なくとも長崎、茨城、千葉、島根、山口の5県が計83人を患者と認定したことが6日、各自治体への取材で分かった。いずれも新たに救済対象となった同居家族らで、同法による患者認定が明らかになるのは初めて。
- 認定患者と同居して米ぬか油を口にした家族でも認定されないケースがあったが、 救済法の付帯決議に基づいて策定した基本指針などで、こうした家族にまで救済 対象が拡大された。国は認定患者を対象に健康実態調査を実施し、支援金として 年19万円を、カネミ倉庫が一時金として年5万円程度を支給する。

(2014年2月24日日本経済新聞より引用)

- 力ネミ油症訴訟、患者側の控訴棄却 福岡高裁:「カネミ油症」の認定患者と遺族の57人が、原因企業のカネミ倉庫(北九州市)に計5億8300万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁(古賀寛裁判長)は24日、「民法上の期限を過ぎた請求は認められない」として、原告の請求を棄却した一審・福岡地裁小倉支部判決を支持、患者側の控訴を棄却した。患者側は上告する方針。
- → すでに死亡している患者に対しては、(損害賠償を含めて)何ら救済策は無い
- → PCBとダイオキシン類の毒性の遺伝:母から生まれた子は,油症の症状が出ても,認定基準値に達していないと認定されない

(2) 判決の外にあるもの

道路交通法を思い出してほしい

自分で車を運転して、交差点に入ろうとする。

道路交通法36条4項

車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

もし, 自分の家族や, 親しい知人だったら...... duty of care [法]注意義務 [倫理] 思いやりの義務

(法的責任はないが)モラル上の問題

【引用】表9.5 カネミ油症事件をめぐる人々(杉本・高城, 2016, p. 145)

	Marie Carlos	ナニュ しの用語
	判決外にいた人々	モラル上の問題
事故責任	カネミ倉庫:試験室の室員, 研究室の室長·室員	同じ構内にいて、PCB漏出が事故原因であることに気づかなかったはずはない
	脱臭装置を納入した装置 メーカーの技術者	カネミの技術レベルを知っていた。PCBは無害であると教 えた
	鐘化の営業担当,技術者:カ ネミ倉庫と接触した	(カタログに)若干の毒性はあるけれども, ほとんど問題にならず, 取り扱いも特段の配慮は不要と, 安全性を強調
原因究明	九大教授ら:	ピンホール説の鑑定で、裁判を12年間も迷走させる
	加藤八千代	社長の実姉で、科学者。著書を発刊。工作ミス説に寄与
被害者擁護	訴訟・和解の代理人,弁護士	訴訟を和解に導く。被害者の救済にならなかった
	政府, 立法担当者	仮執行金の返還問題に立法上の対策を怠った

製造物責任法(PL法) (テキスト p.123の表8.3を参照)

起きた事故の責任 刑事法:刑罰

(1)業務上過失致死傷罪

一 刑法211条

● 起きた事故の責任

民事法:損害賠償

(2)不法行為法(709条)

<u>←</u> 不法行為の 一般法

(3)製造物責任(PL)法

₋ 不法行為の 特別法

(4)使用者の責任(715条)

(5)国家賠償法

← 不法行為の
 特別法

◎事故の抑止 規制法令 起きた事故の是正 (刑罰もある)

(6)食品衛生法など

← 規制法令

- 製造物責任(Product Liability)=製造物についての支払責任
- 平成6(1994)年7月1日公布,法律第85号,平成7(1995)年7月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

(定義)

第二条(続)

- 3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう
- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」と いう。)
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る 形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認め ることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

- 第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明 したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

- 第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理 人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経 過したときも、同様とする。
- 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、その法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

製造物責任法(PL法): 第四条の一:免責事由の解釈

(免責事由)

- 第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明 したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

製造工程で,なすべき「注意」を怠る,つまり「過失」があると,製造物に「欠陥」が生じる可能性がある。

 十分に「注意」すれば
 (過失」はなく
 (欠陥」は生じない

「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている

企業としての品質管理+注意(予見:自然人の五感)

第5回:まとめ

- 法の系譜
 - □ 起きた事故の責任を追及する法
 - ✓ 個人を咎める:刑事法(刑法211条)
 - √ 損害賠償請求:

民事法(民法709条:不法行為法,民法715条:使用者の責任)

国家賠償法(不法行為の特別法)

製造物責任法:PL法(不法行為の特別法)

- □ 事故を抑制する規制法令
 - ✓ 食品衛生法,労働安全衛生法,道路交通法,など
- 法では救えないものがある
 - □「法」と「倫理」の関係:「法」は後追いになる。カネミ油症事件のように、 起こしてはいけないことはモラル(人間の意識・予見能力)で防がなくて はいけない
- 自然界に存在しない合成化学物質には未知の危険がありえる
 - □ 科学技術の進歩は、社会の発展や人々の幸せに貢献するが、深刻な問題も生み出しえる。
 恩恵とリスクがあることを認識する

<<関連事項>>企業の社会的責任(CSR)

- 企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility
 - ロ 企業は利益を追求するのみならず、社会の持続可能な発展のため、組織活動が社会に与える影響に責任を持つべきであるという考え(企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility)
 - ロ これには2つの側面がある
 - 1. 米国型の「利害関係者に説明責任を果たし、適切な企業統治とコンプライアンスを実施するという活動」
 - 2. 欧州型の「持続可能な社会を実現するために,環境保護や 労働問題などに企業が自主的に取り組む活動」
 - ロ 最近では、この考えを更に発展させ、持続可能な社会の実現の ためには企業や組織だけではなく、消費者や一般市民なども社 会的責任を持つべきであるという概念も提唱されている

コンプライアンス(compliance):テキスト第10章を参照

- コンプライアンスは、法令遵守と訳されることが多いが、単に 法令に違反しなければ良いということだけではない
- ある状況下で守るべき「規範」があるとき、それを遵守して行動する(規範遵守)という解釈が正しい
- 技術者が守るべき規範とは?(テキスト p.150 表10.1)
 - □ 法(憲法,規制法令),倫理,社会慣習,企業内の定款・ 業務規則・業務上のマニュアルなど
 - ロ コンプライアンスは,企業などの組織や技術者が社会 との間で結ぶルールであり,企業などが社会的責任を 果たすうえでの重要な柱の一つ
 - → 正直性(honesty), 真実性(truthfulness), 信頼性 (reliability)がなければ, コンプライアンスはあり得ない

〈〈関連事項〉〉科学技術のガバナンス

● ガバナンス(governance):辞書より引用

- □ 統治のこと。『government(ガバメント)』とは対照的な統治として位置づけられる。ガバメントは政府が上の立場から行なう,法的拘束力のある統治システム
- ロ ガバナンスは組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行 なう, 意思決定, 合意形成のシステム
- □ 経営学の分野では、「ITガバナンス」、「コーポレートガバナンス」などの用語がある。これらは、株主や経営陣による企業の管理、統治という意味合いも含まれてはいる。しかし、企業の利害関係者(ステークホルダー:株主、経営者、従業員、取引先など)の主体的な作用による、意思決定、合意形成のシステムが、本来の意味に近い。

● 科学技術のガバナンス

- ロ 科学技術全体を統治して,しっかりコントロールすること
- □ 科学技術の進歩は、社会の発展や人々の幸せに貢献するが、深刻 な問題も生み出しえる。恩恵とリスクがある。
- □ 国, 地方自治体, 企業のレベルで, ガバナンスが要求される

(注意)第1回レポート提出締切:5月16日

講義HPを参照:

http://www.kelly.t.u-tokyo.ac.jp/~masuda/EngineeringEthics/index.html

第1回レポート

技術倫理演習用事例集の

岡本所長の憂鬱

川崎主任のジレンマ

新入社員、困惑!!

古田課長の悩み

のどれかを選び、シナリオを見て、あなたならどうするかをレポートする。

テンプレートをダウンロードし、記入の上、ファイル名は「学生証番号-1」として、ITC-LMSでアップロードしてください。

レポートの冒頭には、題目「第1回レポート」と、学生証番号と氏名を記入締め切り:5月16日

このレポートを提出をしないと、以降のグループ討論への配属を認めないので注意すること!